明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

電事業者又は他の配電事業者と電気的に接続していない配電事業者にあっては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一　振替供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ　ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ニ　契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ　受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

ト　有効期間を定める場合にあっては、その期間

チ　実施期日

二　接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　料金

ハ　電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ニ　ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ホ　契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ヘ　配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

ト　受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

チ　供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

リ　給電所における指令に関する事項

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

ル　有効期間を定める場合にあっては、その期間

ヲ　実施期日

（託送供給等約款の届出）

第四十五条の二の四　法第二十七条の十二の十一第一項の規定による託送供給等約款の届出をしようとする者は、その実施の日の三月前までに、様式第三十一の三の五の託送供給等約款届出書に託送供給等約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金が法第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準となることが確保されることの説明書及びその算定根拠

二　供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　法第二十七条の十二の十一第一項の規定により託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三月前までに、様式第三十一の三の六の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三　前条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、前項第一号に掲げる書類

［新設］